

延岡市障がい者緊急時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を構築するため、緊急かつやむを得ない事由によって家庭での介護が困難となった障がい者を一時的に保護すること（以下「緊急時支援事業」という。）により、障がい者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 支援事業者 法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を実施できる事業者をいう。

(緊急時の定義)

第3条 緊急時とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 障がい者の介護者が死亡した場合
- (2) 障がい者の介護者が疾病に罹患し、または受傷することにより、当該障がい者の介護ができなくなった場合
- (3) その他市長が緊急時支援事業を行うことが必要と認める場合

(実施主体)

第4条 市長は、緊急時支援事業の一部を法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）に委託して実施する。

(事業内容)

第5条 緊急時支援事業の内容は、次の各号のとおりとする。ただし、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第9条の規定により市長が障害者虐待に係る通報等を受けた場合に行う措置を除く。

- (1) 緊急時の支援が必要と見込まれる者の選定及び事前登録
- (2) 緊急時支援事業の適用可否の判断
- (3) 支援事業者の選定及び利用調整
- (4) 支援事業者受入れまでの障がい者の一時的な見守り
- (5) 支援事業者が最大3日間を限度とした障がい者の受入れ及び短期入所の提供
- (6) 支援事業者が受入れを終了する日以降の支援体制の構築
- (7) その他市長が必要と認める支援等の対応

(事業の対象者)

第6条 緊急時支援事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する障がい者とする。

- (1) 18歳から64歳までの市内に住所を有する在宅生活者（1人暮らしの者は除く。）
- (2) 1人で生活することが困難な者

(3) 法第19条第1項に規定する支給決定を受けていない者

(事前登録申請及び決定)

第7条 緊急時支援事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、延岡市障がい者緊急時支援事業事前登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、基幹相談支援センターに申請者の現状確認を依頼する。

3 前項の依頼を受けた基幹相談支援センターは速やかに申請者と面談し、生活状況、心身の状態、介護の状況その他緊急時の支援に必要な事項等を把握し、その面談結果を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告等に基づき、事前登録の可否を決定し、延岡市障がい者緊急時支援事業事前登録決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事前登録の変更及び廃止)

第8条 事前登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)は、前条第1項に規定する事前登録の内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、延岡市障がい者緊急時支援事業事前登録変更(廃止)届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による事前登録の変更又は廃止を行ったときは、延岡市障がい者緊急時支援事業事前登録変更(廃止)決定通知書(様式第4号)により登録者に通知するものとする。

(登録情報の提供)

第9条 市長は登録者の情報を、第4条の規定により委託を受けた基幹相談支援センター及び支援事業者等に提供することができる。

(利用の申請)

第10条 登録者が緊急時支援事業を利用しようとするときは、基幹相談支援センターへ連絡するとともに延岡市障がい者緊急時支援事業利用申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録者の利便を図るため、基幹相談支援センターを経由して申請を受けることができる。

3 登録者は、緊急性が極めて高い事由のため、第1項に規定する利用申請書の提出が困難な場合は、口頭で申請することができる。ただし、口頭で申請したときは、緊急時支援事業を利用した後速やかに提出するものとする。

(利用の決定)

第11条 市長は、前条の利用申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支援事業所の空き状況を踏まえて、利用の可否を決定し、延岡市障がい者緊急時支援事業利用決定(却下)通知書(様式第6号)により登録者に通知するものとする。

(利用期間)

第12条 緊急時支援事業の利用期間は、原則3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 前項における算定日数については、支援事業者が登録者の受入れを開始した日及び終了した日の両方を含むものとする。

(費用の負担)

第13条 市長は、登録者が支援事業者から短期入所の提供を受けたときは、当該登録者が当該支援事業者を支払うべき短期入所に要した費用として、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に規定する短期入所の区分6の基準金額を基礎として算定した額を、当該登録者に代わり、当該支援事業者を支払う。ただし、食費代、日用品費その他日常生活に必要な経費については、当該登録者が負担するものとし、当該支援事業者を支払うものとする。

(請求)

第14条 支援事業者は、緊急時支援事業を受入れた月の翌月（受入れた期間が月をまたぐ場合は、受入れが終了した月の翌月）10日までに、延岡市障がい者緊急時支援事業実施報告書（様式第7号）及び延岡市障がい者緊急時支援事業費請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに内容を確認の上、当該請求の日から30日以内に支払うものとする。

3 市長は、前条に規定する費用について、支援事業者が偽りその他不正の手段により支払を受けた場合は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(基幹相談支援センター及び支援事業者の責務)

第15条 基幹相談支援センター及び支援事業者は、適切な事業実施のため、市と緊密な連携を図り、円滑な運営に努めなければならない。

(守秘義務)

第16条 基幹相談支援センター及び支援事業者は、その業務を行うに当たっては、登録者の人格を尊重して行うとともに、当該登録者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。事業を終了した後も同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。